

鉄道事業再構築実施計画中間見直し策定業務委託仕様書

I 業務の目的

JR 関西本線と近鉄大阪線を南北に結んで走る伊賀鉄道伊賀線は、元来は近鉄伊賀線として運行されてきたが、利用者数の減少等により、2007（平成 19）年 10 月から近鉄(株)が第三種鉄道事業者として、伊賀鉄道(株)が第二種鉄道事業者として運行を担う上下分離方式により運行することとなった。その後、路線の廃止・存続の検討を経て、2017（平成 29）年度より公有民営方式により運行している。

公有民営方式への移行にあたり、2017（平成 29）年 2 月に本市と伊賀鉄道(株)は、鉄道事業再構築実施計画（以下、「再構築計画」という。）を策定し、平成 29 年 3 月に国土交通大臣より鉄道事業再構築事業（以下、「再構築事業」という。）の認定を受けた。

再構築事業の期間は 2017（平成 29）年 4 月 1 日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日までの 10 年間であり、中間年に事業開始からこれまでの進捗状況、効果等を評価及び分析した上で、再構築計画の内容の見直しを検討することとしている。

近年の少子化による人口減少や自家用車への依存、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など鉄道事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、伊賀鉄道伊賀線の利用者数は公有民営方式への移行前である 2016（平成 28）年度の年間約 146 万人から年々減少し、2020（令和 2）年度には約 104 万人となった。

沿線には県立高校や医療施設、商業施設などが立地し、通勤や通学、通院、買い物など学生や高齢者をはじめとする交通弱者の方々にとってはなくてはならない交通手段である。

このような中、公有民営方式への移行後、再構築計画期間の中間年を迎えることから、計画の評価・見直し検討及び伊賀鉄道伊賀線の存続意義の整理を行うとともに、これまでの実績を踏まえて、再構築計画の内容の見直しを行うものである。

II 委託等の場所

伊賀市全域

III 業務の内容

(1) 計画準備

業務着手にあたり、業務委託設計書、本仕様書等をもとに、業務内容を把握するとともに、本業務の目的、意図を成果に十分反映させ、かつ手戻りなく業務を遂行するため、業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

再構築計画の時点見直しをするため、鉄道事業を取り巻く社会経済情勢等の変化（伊賀鉄道の営業概況、伊賀市の概要、鉄道路線図、人口・面積・産業構造等、産業別就業者数、年齢別人口、中学・高校生該当人口の将来推計、産業別事業所数及び従業員数、自家用車保有台数、観光入込客数、年間行事、財政状況、気象状況、伊賀線の沿線略図、駅勢圏別主要施設、沿線の主な観光施設、伊賀地域の高等（専門）学校及び伊賀市内の中学校の生徒数、沿線の道路交通状況、伊賀市都市マスタープランの将来都市構造、市内運行バスの運行状況及び輸送状況など）を把握するための資料の収集・整理を行う。

また、上記以外に再構築計画の評価・見直し検討において必要なデータの収集・整理を行う。

(3) 再構築計画の評価及び内容の見直し

①評価

再構築計画の計画期間のうち、これまでの実績を踏まえ、事業内容の進捗状況の評価する。なお、実績がわかる資料については委託者側より提供する。

評価においては、利用促進策や増収対策の考え方を踏まえ、再構築計画の推計値と実績値の比較を行い、乖離があった場合については、その要因を検討する。

②見直し検討

再構築計画を検証した内容や本市総合計画をもとに、国立社会保障・人口問題研究所や本市総合計画の人口予測等から旅客人員の推移を想定することにより、策定時との取り巻く情勢の変化等を加味し、再構築計画の時点修正事項を取りまとめるとともに、計画内容に見直しが必要な事項の取りまとめ及び見直し内容の検討を行う。

③収支予測の見直し検討

再構築計画の見直し及び収集整理した資料やデータをもとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響やコロナ禍での新しい生活様式の考え方など、様々な視点で収入予測を行う。収入予測は現行の再構築計画で示す考え方を基本としつつ、必要に応じて見直しを行うものとする。

④収支計画の見直し検討

要因計画、収入予測の見直し検討結果を踏まえ、収支計画の見直しを検討する。検討は収入予測で設定したパターンで検討を行う。

⑤利用促進策と増収対策の検討及び伊賀鉄道伊賀線の存続意義の整理

利用者増、収入増を図るために実施すべき事項の提案をし、内容の検討を行う。また、伊賀市地域公共交通計画におけるクロスセクター効果の算定結果等を踏まえ、伊賀鉄道伊賀線の存続意義を整理する。

⑥コスト縮減案と鉄道施設の長期修繕計画の策定支援

「伊賀鉄道のコスト縮減案」及び「鉄道施設の長期修繕計画（2022年～2036年）」の策定について、技術面と事務の支援を行う。また、それらの内容も含めて、再構築計画として取りまとめる。

(4) 報告書の作成

業務成果として、検討内容及び結果を簡潔に取りまとめた報告書を作成する。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時及び中間打合せ2回、納品時を含め計4回以上とする。

関係機関との協議内容に応じた資料を作成するものとし、監督員が指示した場合は協議に同行するものとする。

IV 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 電子データ | 2部 |